

令和5年11月6日

国土交通省関東地方整備局

江戸川河川事務所

埼玉県県土整備部河川砂防課

「第2回 中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会」を開催します

「中川・綾瀬川流域治水協議会」では、令和5年6月2日からの梅雨前線及び台風第2号による大雨により、中川・綾瀬川流域に甚大な内水被害が発生したことを踏まえ、内水被害にも寄与する流域治水の具体的な取組を策定すべく、被害が著しかった6市1町、埼玉県、国土交通省江戸川河川事務所で構成される「中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会」を令和5年9月25日に設立・第1回会議を開催しました。

このたび、各市町の浸水要因を踏まえた中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】（案）について意見交換を行うため、「第2回 中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会」を開催します。

1. 開催日時： 令和5年11月8日（水）10：00～11：00
2. 開催場所： さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大会議室501（WEB併用）
3. 議事、構成員： 別紙1、別紙2のとおり
4. 公開等： ・ 会議は報道機関を通じて公開します。
・ 配布資料は会議終了後、江戸川河川事務所ホームページに掲載する予定です。
・ 取材に関する詳細は、別紙3をご覧ください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 茨城県政記者クラブ
埼玉県政記者クラブ 千葉県政記者会 都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会 事務局

○国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所

電話：04-7125-7311（代表） FAX：04-7123-7347

副所長 田所 百年裕（たどころ もとひろ）（内線：205）

計画課長 五十嵐 義敏（いがらし よしとし）（内線：261）

○埼玉県 県土整備部 河川砂防課

電話：048-830-5162 FAX：048-839-4865

副課長 高野 工（たかの たくみ）

主幹 安藤 暢彦（あんどう みつひこ）

第2回 中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会

日 時：令和5年11月8日（水）10時00分～

会 場：さいたま新都心合同庁舎2号館

5階共用大会議室501及びWEB会議

次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

1) 中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会の規約
の改定について

2) 中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】（案）について

3) 今後の作業の流れについて

4) その他

4. 閉 会

中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会 規約

(名称)

第1条 本会議は、「中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会」（以下、「部会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 令和5年6月2日からの梅雨前線及び台風第2号による大雨により、中川・綾瀬川流域（埼玉県下流部）を中心に甚大な内水被害が発生したことを踏まえ、国、県、関係市町が連携し、被害が著しかった地域の内水被害にも寄与する流域治水の具体的な取組を策定することを目的に設置する。

(部会の構成)

第3条 部会は、別表の組織にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 部会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

(部会の実施事項)

第4条 部会は、令和5年6月2日からの梅雨前線及び台風第2号による大雨により、被害が著しかった地域の内水被害にも寄与する流域治水の具体的な取組を策定する。

2 部会での取組情報を、協議会に展開することにより、協議会全体の流域治水の一体的推進に資するものとする。

(会議及び資料の公開)

第5条 会議及び資料は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、部会に諮り、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所計画課、及び埼玉県県土整備部河川砂防課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

1 規約は、令和5年9月25日から施行する。

中川・綾瀬川流域治水協議会 緊急流域治水部会 組織

(構成員)

春日部市長

草加市長

越谷市長

八潮市長

三郷市長

吉川市長

松伏町長

埼玉県 農林部 農村整備課長

埼玉県 県土整備部 河川砂防課長

埼玉県 県土整備部 河川環境課長

埼玉県 都市整備部 都市計画課長

埼玉県 都市整備部 市街地整備課長

埼玉県 下水道局 下水道事業課長

埼玉県 越谷県土整備事務所長

埼玉県 総合治水事務所長

関東地方整備局 江戸川河川事務所長

(オブザーバー)

足立区長

(事務局)

埼玉県 県土整備部 河川砂防課

関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課

【報道機関の方へ】 傍聴にあたってのお願い

1. 会議の公開

- 会議は、報道機関を通じて公開いたします。
- カメラ撮りは冒頭のみ可能です。

2. 報道関係者の受付

- 受付日時 : 令和5年11月8日(水) 9:30～10:30まで
- 受付場所 : さいたま新都心合同庁舎2号館 5階 共用大会議室501
- 当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示により会場へ入場をお願いします。

3. 取材に当たっての注意事項

取材に当たっては、以下の注意事項をご確認いただき、その遵守へのご協力をお願いします。

- 事務局の指定した場所以外での撮影、取材はご遠慮下さい。
- 傍聴席でのPC等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。
- 当日、建物は他の団体も使用していますので、他団体の迷惑にならないようご協力をお願いします。
- 取材に必要な電源は、各社(各自)にてご用意下さい。
- 携帯電話はマナーモードにするか、電源をお切り下さい。
- 会場では着席の上、静粛に傍聴して下さい。
- 会場での飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 事故防止の観点から、取材に当たっては節度のある行動をお願いします。
- 手荷物・貴重品等の管理は各自にてお願いします。
- 会議の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従って下さい。
- 以下の症状がある方は入場をご遠慮いただきます。また、会場でのマスク着用は個人の判断でお願いします。
 - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱がある方
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
 - ・その他、ご自身の体調に不安がある方

4. 会場への入場について

- 入退館手続き時には本人確認ができるもの(社員証、免許証、保険証、パスポート等)を忘れずにご持参いただくようお願いいたします。